平成２８年（フ）第２９号
奈良県橿原市中曽司町288番地の１　サンフェアリーⅡ306号
債務者　橋本　保**廣**
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
鳥取県米子市東町141番地　ライオンズマンション203号、前住所鳥取県西伯郡大山町上萬1150番地28
債務者　坂田　良治
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１０号
広島市南区堀越２丁目８番47―304号
債務者　松本　美香
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
広島県三原市中之町３丁目25番20号
債務者　波多　健夫
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５０号
愛媛県松山市春美町６番６号　コーポ春美201号
債務者　酒田　容子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
愛媛県喜多郡内子町内子2470番地
債務者　市兼　忠幸
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第５９号
大分市東大道２丁目３番50―702号（グランスカイ駅南）
債務者　衛**藤**　文子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
宮崎市大**塚**台西３丁目１番地１　市営住宅115棟14号
債務者　上城　幸子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９号
宮崎県小林市真方132番地20
債務者　大草　幸一
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２０号
宮崎県小林市真方132番地20
債務者　大草　恵子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２２号
宮崎県延岡市伊達町１丁目10番地３　旭アパート　105
債務者　吉玉　**幸**二
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目21番13号（エステートＫ102号）
債務者　道田あき子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８号
鹿児島県大島郡龍郷町久場641番地３
債務者　箕輪　順也
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町121番地（浜里ハイム203号）、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬平松町569番地
債務者　池田さゆり
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１７号
鹿児島県姶良市平松4610番地３
債務者　萩原　弓美（旧姓田之頭）
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６号
長野県伊那市長谷非持543番地１　長谷高齢者専用住宅101号
債務者　小林　雅子
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１５４号
京都市伏見区淀際目町420番地の13
債務者　北崎　兼美
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係